

平成20年4月から

後期高齢者医療制度が始まります

後期高齢者医療制度とは75歳以上の人（一定の障害があると認定された人は65歳以上）を対象とした新しい医療保険制度です



Q1 後期高齢者医療に加入するのはいつからですか？

A1 老人保健法によるピンク色の医療受給者証をお持ちの人は、平成20年4月1日から自動的に後期高齢者医療制度の加入者になります。申請手続きは不要で、新しい被保険者証は平成20年3月に送付されます。それ以外の人は75歳の誕生日当日から被保険者の資格を取得し、後期高齢者医療制度の加入者になります。65歳以上で一定の障害のある人は申請し、認定を受けた日からです。

Q2 後期高齢者医療制度の加入者になる人は手続きが必要ですか？

A2 75歳になることによつて後期高齢者医療制度の加入者になる人は、申請手続きは不要で、誕生日までに被保険者証が郵送されます。一定以上の障害により認定を受ける場合は申請が必要です。

Q3 75歳以上は必ず加入しなければいけませんか？

A3 75歳以上の人は必ず加入することになります。ただし、生活保護を受けている場合などは適用除外となります。

Q4 65歳以上75歳未満で、障害認定を受けて老人保健制度の医療受給者となっている人は、必ず加入しなければいけませんか？

A4 老人保健制度で障害認定を受けている人も、平成20年4月1日から自動的に後期高齢者医療制度の加入者になります。ただし、申請により後期高齢者医療に加入しないことができます。後期高齢者医療制度に加入しない場合は平成20年3月31日までに障害認定を取り下げる申請手続きが必要です。

Q5 医療機関での受診方法等はどう変わりますか？

A5 老人保健制度で医療を受ける場合は、医療機関の窓口健康保険証と老人保健法

Q6 による医療受給者証を提示して受診してはいますが、後期高齢者医療制度では新しく交付される被保険者証のみを提示して受診することになります。窓口での自己負担割合、受診できる医療内容及び高額医療費の給付については今までと変わりがありません。

Q7 保険料の納付方法はどのように変わりますか？

A6 保険料は個人ごとに計算され、一人ひとりが納付します。原則として年金から天引きとなりますが、受給している年金額が年額18万円未満の場合や介護保険料と後期高齢者医療保険料との合算額が、年金の2分の1以上となる場合は、年金からの天引きができないため納付書や口座振替により納入することとなります。

Q8 保険料はいくらになりますか？

A7 保険料年額は均等割と所得割を合算した金額（100円未満切り捨て）となります。徳島県の場合、所得割7.43%、均等割は4万774円となっております。均等割は、世帯の後期高齢者被保険者全員の所得と世帯主の所得を合算した所得によつて7割、5割及び2割の軽減を受けられる場合があります。また年額50万円が上限となっております。

高齢者虐待防止法・擁護者支援法が施行されました

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。これは高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者の支援を行いその負担の軽減を図ることとしています。

この法律では、65歳以上の者に対する養護者および養介護施設従事者等による虐待を「高齢者虐待」とし、次のような行為を虐待と定義しています。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること、または高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

経済的虐待

養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者からの不当に財産上の利益を得ること。

このような虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、三好市長寿・障害福祉課、三好市各総合支所市民課、地域包括支援センターのいずれかに連絡（通報）してください。



- 三好市長寿・障害福祉課 (☎ 72-7612)
- 三野総合支所市民課 (☎ 77-4800)
- 井川総合支所市民課 (☎ 78-5001)
- 山城総合支所市民課 (☎ 86-1111)
- 西祖谷総合支所市民課 (☎ 87-2273)
- 東祖谷総合支所市民課 (☎ 88-2212)
- みよし地域包括支援センター (☎ 78-2203)

保険料の算定方法
 所得割 = (総所得金額 - 33万円) × 7.43%
 均等割 = 40,774円 (下記の軽減措置があります)

保険料軽減の所得基準表

基準となる総所得金額	減額率	軽減後の均等割額
33万円以下の場合	7割減額	12,232円
33万円+(世帯主以外の被保険者数×24万5000円)以下の場合	5割減額	20,387円
33万円+(被保険者数)×35万円以下の場合	2割減額	32,619円

※年金受給者の場合、総所得から15万円をひいた額が「基準となる総所得金額」となります。

単身世帯の保険料（75歳以上）

例1 年金額153万円の場合(総所得は33万円となる)
 【所得割】(33万円-33万円)×7.43%=0円
 【均等割】(33万円-15万円)=18万円
 (7割軽減該当=12,232円)
 保険料年額0円+12,232円=12,200円

例2 年金額200万円の場合(総所得は80万円となる)
 【所得割】(80万円-33万円)×7.43%=34,921円
 【均等割】(80万円-15万円)=65万円
 (2割軽減該当=32,619円)
 保険料年額34,921円+32,619円=67,500円

2人世帯（2人とも75歳以上の後期高齢者）の保険料

例3 夫の年金額180万円、妻の年金額100万円と仮定した場合(総所得は夫60万円と妻0円となる)
 ◇夫(年金180万円)の保険料
 【所得割】(60万円-33万円)×7.43%=20,061円
 【均等割】(60万円-15万円)+0円=45万円
 (5割軽減該当=20,387円)
 保険料年額20,061円+20,387円=40,400円
 ◇妻(年金100万円)の保険料
 【所得割】(0円-33万円)×7.43%=0円
 【均等割】同一世帯であるため夫と同じ
 (5割軽減該当=20,387円)
 保険料年額0円+20,387円=20,300円

後期高齢者医療制度の被保険者になる前日まで、社会保険、健保組合、共済組合などの被扶養者であった人の保険料

平成20年度は年額2,000円
 平成21年度は年額20,300円
 (7割軽減該当者は年額12,200円)

Q8 保険料はいくらになりますか？
A8 保険料年額は均等割と所得割を合算した金額（100円未満切り捨て）となります。徳島県の場合、所得割7.43%、均等割は4万774円となっております。均等割は、世帯の後期高齢者被保険者全員の所得と世帯主の所得を合算した所得によつて7割、5割及び2割の軽減を受けられる場合があります。また年額50万円が上限となっております。

お問い合わせ先
 三好市保健医務課
 (電話 72-7613)



道路特定財源について

今年3月末で期限を迎える道路特定財源の暫定税率は、ガソリンなどが高値を記録するなか、様々な議論がされています。皆さんはこの耳慣れない道路特定財源の制度が、国や県だけでなく、市の財政と密接に関わっているのをご存知ですか。道路特定財源とはどういう制度なのか？暫定税率が廃止されると、どのような影響がもたらされるのか？その影響のあらましについて、市民の皆さんにお知らせします。

道路特定財源って何？

道路特定財源は、道路の整備と安定的な財源の確保のために創設されたもので、自動車を利用する皆さんの利用に応じて道路整備のための財源を負担している制度です。

燃料税である揮発油税、地方道路税、石油ガス税、軽油取引税は走行距離に応じて、自動車重量税は、道路への損傷度合いや自動車の重量に応じて費用を負担します。

三好市などの市町村の道路特定財源は、自動車重量税と地方道路譲与税として国から譲与されたり、自動車取得税交付金として県から交付されています。

道路特定財源の暫定税率って何？

ガソリン税や軽油取引税などの道路目的税は、道路整備に使うための暫定措置として、地方税法等で基本税率の約2倍の税率が適用されています。

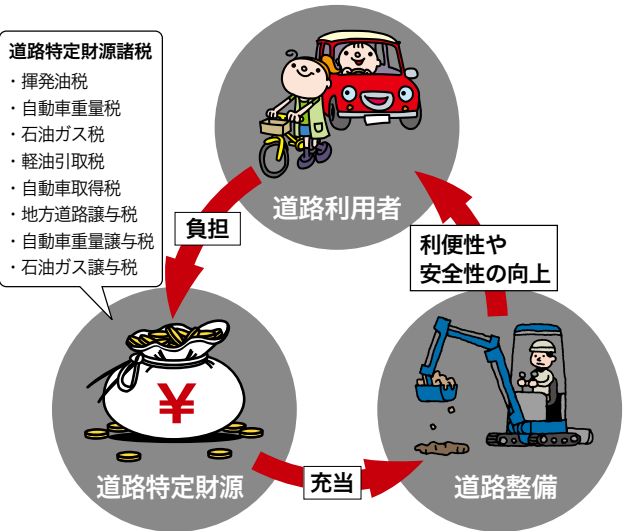
暫定税率は、地方税法等で期間を限定して定められており、法改正によって今日まで継続されてきました。(現在の法律は、今年の3月末で期限切れ)

道路特定財源が地域にもたらすもの。

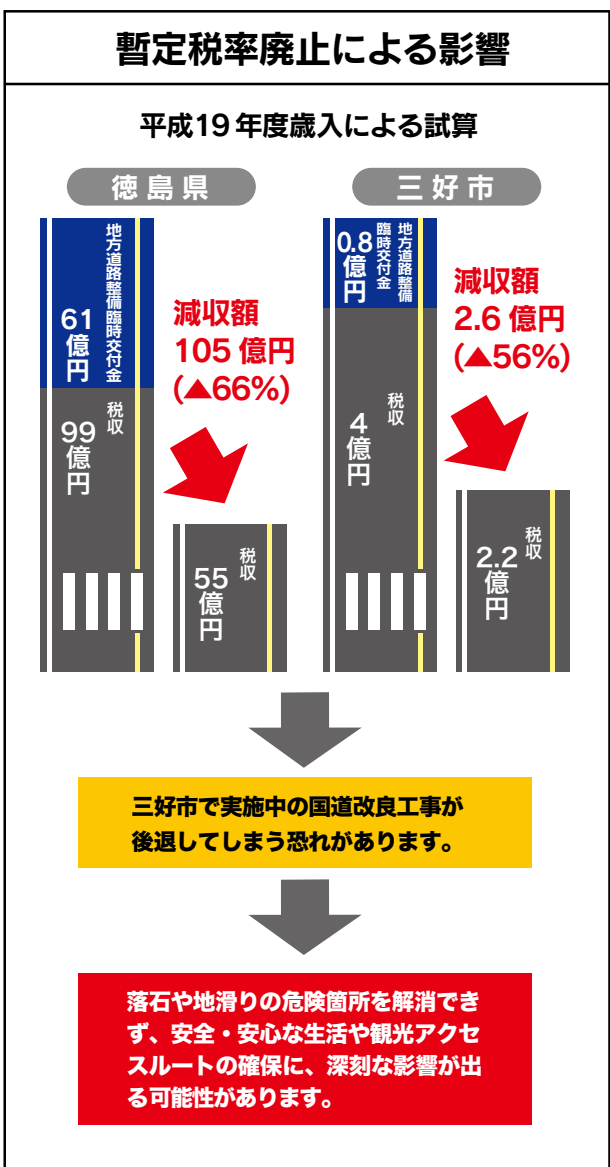
道路整備が不十分な地域では「児童・生徒の通学路に歩道やガードレールが設置されていない」「救急搬送に時間がかかり、救急救命に不安がある」などの課題を抱えています。また産業振興や観光振興のために高速道路の完成が望まれています。

さらに、この財源は道路建設だけでなく、道路の除雪やガードレールなどの交通安全施設の維持管理にも使われています。

今後、橋りょう等が続々と更新時期を迎え、大規模な改修が必要になってきます。厳しい財政状況の中、多大な費用が必要となりますが、これも道路特定財源によって賄われることとなります。



- 道路特定財源諸税
- ・揮発油税
 - ・自動車重量税
 - ・石油ガス税
 - ・軽油引取税
 - ・自動車取得税
 - ・地方道路譲与税
 - ・自動車重量譲与税
 - ・石油ガス譲与税



お問い合わせ先 三好市建設課 (電話 72-7623)



基本健康診査(成人病検診・老人健診)が変わります。

これまで、老人保健法に基づいて三好市が行ってきた基本健康診査が変わります。加入している医療保険・年齢によっては大きく変わりますのでご注意ください。

今回の変更は医療制度改革により、健康診査のあり方が見直されることによるものです。「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正され、医療保険者がメタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した、生活習慣病への早期介入を目的とする健康診査(特定健康診査)を行うこととなりました。

三好市国民健康保険の被保険者

40歳〜74歳の方は、特定健康診査を受けるようになります。

ます。三好市国民健康保険から送付される受診券と被保険者証(保険証)を持って、特定健康診査を実施する医療機関や三好市総合集団健診で受診してください。受診券と被保険者証(保険証)がない場合は受診できません。

その他の医療保険の被保険者

(政府管掌健康保険、組管掌健康保険、共済組合等) 40歳〜74歳の被保険者本人は職場での定期健康診断を受診してください。被扶養者は特定健康診査を受けるようになります。特定健康診査を実施する医療機関や三好市総合健診でも受診できる予定ですが、受診券と被保険者証(保険証)がない場合は受診できません。受診券の発行方法は保険者によって異なりますので、加入している保険者にお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の被保険者

75歳以上の人または65歳〜74歳の障害認定を受けた人は徳島県後期高齢者医療広域連合が、直近1年間で病院等からなかった被保険者を対象に健診を実施いたします。対象となっている人で健診を希望される場合は、徳島県後期高齢者医療広域連合(電話088-677-3666)へお問い合わせください。

三好市老人健診は廃止になります。

70歳以上を対象に実施してきた三好市老人健診は廃止になります。40歳〜74歳の方は加入している医療保険によって、実施される健診を受診してください。後期高齢者医療制度に加入している人(75歳以上の人、65歳〜74歳の障害認定を受けた人)は徳島県後期高齢者医療広域連合が実施する健診を受診してください。

お問い合わせ先 三好市保健センター

(電話 72-6767)